福祉輸送サービス事業

バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者の方の 医療機関への通院・入退院、福祉施設への通所・入退所にご利用いただけます。

- ◎利用できる方(以下の要件をすべて満たす方)
- 1. 白馬村内に住所を有する方
- 2. 白馬村社会福祉協議会に本事業の登録をした会員及び付添人
- 3. 公共交通機関の利用が困難な方で、次の要件のいずれかに該当する方
 - ①介護保険法の要介護度 4 以上の方
 - ②介護保険法の要介護度3の方で、要介護度4と同程度で、障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準ランクB以上の方
 - ③介護保険法の要介護度 2、1 の方で、明らかに介助者が車いすを使用して移動介助しなければ移動が困難な方(審査会で決定します)
 - ④身体障害者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかに該当する方
 - ・車いすの給付判定を受けている方
 - ・1 種 1 級及び 1 種 2 級の下肢機能障害の方で、車いすでなければ移動できない方
 - ・体幹機能障害の方で、車いすでなければ移動できない方
 - ⑤1種1級及び1種2級の下肢機能障害者又は体幹機能障害者ではないが、明らかに介助者が車いすを使用して移動介助しなければ移動が困難な、肢体不自由若しくは内部障害(人工血液透析を受けている場合を含む)又は精神障害者もしくは知的障害者等の方



車いすのまま乗車できる福祉車両を使って、 通院などのお手伝いをいたします

◎運 行 日 : 月曜日~金曜日(祝日、年末年始はお休み)

◎運行時間 : 8:30~17:00

※ご予約は、希望する日の 3 営業日前の 17:00 までにお願いします。 白馬村社会福祉協議会事務局の窓口、又はお電話により行っております。



◎利用料金

走行範囲	利用料(1回分)
白馬村内	500円
白馬村外	上記料金に 1km30 円を加算

《運行範囲は、白馬村内を発着地とし、大町市及び北安曇郡内です》

【申込み・問合せ先】

白馬村社会福祉協議会事務局

TEL:0261-72-7230 FAX:0261-72-7003

〒399-9301 白馬村大字北城 7025(白馬村保健福祉ふれあいセンター内)

福祉用具の貸出しも 行っております!